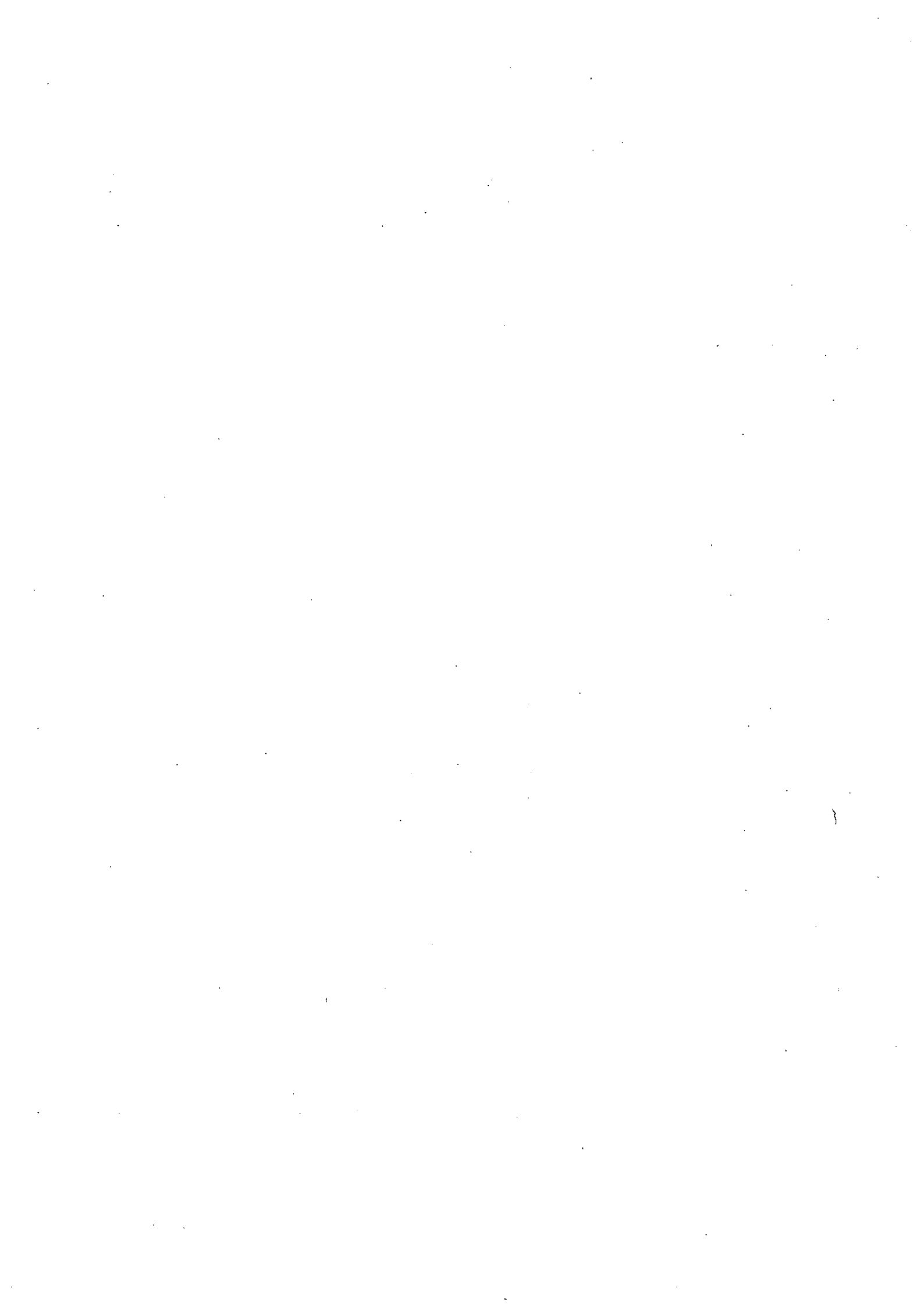


第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画【素案】

～自分たちのまちは、自分たちで創り、守る～

令和3年●月

広 島 市



目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の目的	
3 「安全」の定義	
4 計画の位置付け	
5 計画期間	
第2章 現状と課題	2
1 これまでの取組	
2 犯罪の状況	
3 市民意識の実態	
4 課題	
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 基本目標	
2 行動理念	
3 市、市民及び事業者の役割	
4 持続可能な開発目標（SDGs）	
5 体系図	
第4章 基本方針及び基本施策	17
1 防犯意識の高いひとづくり	
2 防犯力の高い地域づくり	
3 犯罪の起こりにくい環境づくり	
4 再犯防止のための体制づくり	
5 犯罪被害者等への支援体制づくり	
第5章 重点的な取組	22
1 不安を感じる犯罪や子ども・女性への犯罪防止	
2 特殊詐欺対策の推進	
3 地域防犯力の向上	
第6章 計画の推進	24
1 全市的な推進体制	
2 本市の推進体制	
3 計画の進行管理	
《付属資料》	

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

この計画は、「広島市安全なまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）第5条の規定に基づくものであり、学識経験者、各種団体の関係者、公募委員等で構成される「広島市安全なまちづくり推進協議会」における審議、令和元年12月に実施した市民・地域防犯活動団体アンケート調査結果などを踏まえて策定するものです。

この計画を指針として、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して総合的な施策に取り組むことにより、犯罪の起こりにくい安全なまちを実現します。

2 計画の目的

この計画は、まちづくりの観点から、市民一人一人の規範意識の向上や連帯感の醸成等に努めるとともに、防犯活動等に取り組む市民や地域団体への支援を通じて、地域の防犯力を高めることにより、犯罪の起こりにくい安全なまちをつくることを目的とします。

3 「安全」の定義

この計画における「安全」とは、市民の生命、身体及び財産に対して危害又は損害を及ぼす犯罪からの「安全」とします。ただし、交通や火災・地震などの災害、労働災害といった分野における安全については、既に独立した枠組みで施策が体系化されているため、この計画の範囲に含めません。

4 計画の位置付け

この計画は、第6次広島市基本計画の部門計画として位置付けます。

5 計画期間

この計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しをすることがあります。

第2章 現状と課題

1. これまでの取組

(※数字は用語解説が付属資料にあります。)

本市における刑法犯認知件数が3万件に迫った平成14年当時は、ひったくりや自転車盗、車上ねらいなど、市民の身近で発生する犯罪が多発し、「危険水域にある治安情勢」と言われ、それまでの「我国は犯罪が少ない安全な社会である」という「安全神話」が大きく揺らぐことになりました。こうした中、犯罪から安全を取り戻すため、市民、事業者、行政等が協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりのための取組を実施しました。

(1) 平成15年度から平成17年度までの取組

平成15年から平成17年までの3年間で刑法犯認知件数を平成14年対比で3割減少させるという目標を掲げ、市、市民、事業者、警察、関係機関が連携して、様々な取組を実施しました。また、平成16年には条例を制定し(平成16年7月施行)、市民、事業者及び行政等が協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに取り組みました。

この結果、平成17年の刑法犯認知件数は、平成14年に比べ37.6%減少しました。

(2) 平成18年度から平成22年度までの取組

平成18年12月に条例に基づいて「広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」(計画期間：平成18年度～平成22年度)を策定しました。

この基本計画では、「本市の刑法犯認知件数を平成18年から平成22年までの5年間でピーク時(平成14年基準)の半減を目指す。」という目標を掲げ、市民、事業者及び行政等が協働して様々な取組を推進しました。

この結果、平成21年の刑法犯認知件数は、平成14年に比べ52.5%減少し、最終年を待たずして目標を達成しました。

(3) 平成23年度から平成27年度までの取組

平成23年3月に条例に基づいて「第2次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」(計画期間：平成23年度～平成27年度)を策定しました。

この第2次基本計画では、「刑法犯認知件数が戦後最も少なかった昭和48年の12,774件を下回り、政令指定都市の中で人口千人当たりの刑法犯認知件数(犯罪率)が最も少ない都市を目指す。」という二つの目標を掲げ、基本方針として①防犯意識の高いひとづくり、②防犯力の高い地域づくり、③犯罪の起こりにくい環境づくり、④犯罪被害者等への支援体制づくりを挙げ、様々な取組を推進しました。

この結果、平成26年の刑法犯認知件数は、10,349件にまで減少しましたが、犯罪率は政令指定都市の20都市中、少ない方から7番目でした。

(4) 平成28年から令和2年度までの取組

平成28年3月に条例に基づいて「第3次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」(計画期間：平成28年度～令和2年度)を策定しました。

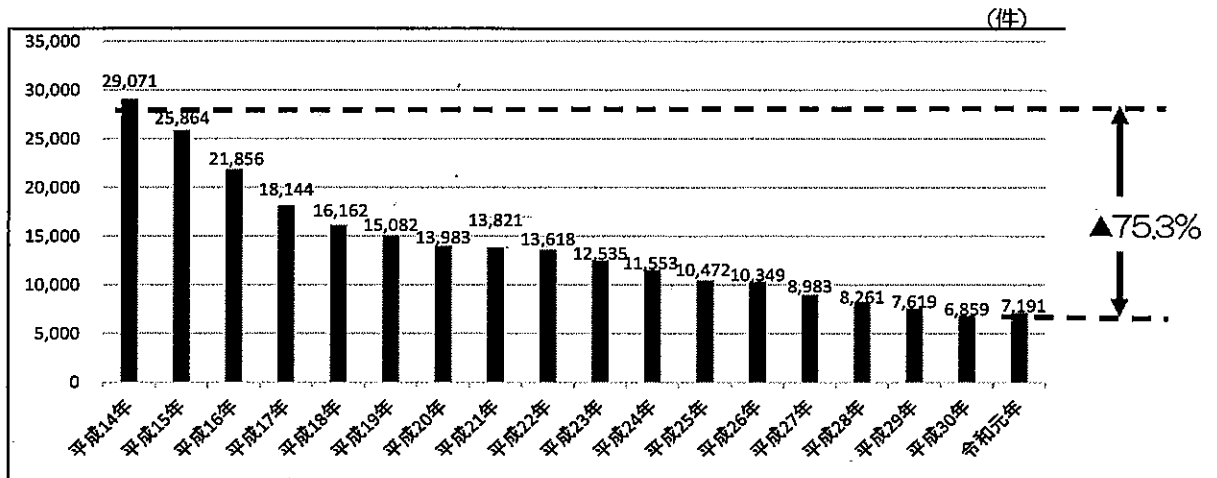
この第3次基本計画では、「刑法犯認知件数を年間7,500件以下とするとともに、『体感治安が5年前と比べて良くなった』と感じる市民の割合を25%以上とする。」という二つの目標を掲げ、第2次基本計画に引き続き、四つの基本方針を挙げるとともに、①身近な犯罪等(自転車盗・万引き)や子ども・女性への犯罪の抑止、②特殊詐欺被害の抑止、③自主的・持続的にエリアマネジメントを実行する仕組みの構築の三つの重点施策を挙げ、市民、事業者及び行政等が協働して様々な取組を推進しました。

この結果、令和元年の刑法犯認知件数は、7,191件で目標を達成しましたが、体感治安については、5年前と比べて良くなった感じる市民の割合は9.5%に止まり、目標達成には至りませんでした。

2 犯罪の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

刑法犯認知件数は、ピーク時の平成14年の29,071件から、令和元年には7,191件となり75.3%の減少率となっています。



資料：広島県警察提供

(2) 政令指定都市の犯罪率

本市の犯罪率を他の政令指定都市と比較すると、令和元年は20都市中少ない方から8番目となっています。

平成27年(件)	平成28年(件)	平成29年(件)	平成30年(件)	令和元年(件)	人口(人)
横浜市(6.32)	横浜市(5.75)	横浜市(5.37)	横浜市(4.67)	横浜市(4.30)	3,749,972
川崎市(6.48)	川崎市(6.15)	川崎市(5.56)	川崎市(5.00)	川崎市(4.31)	1,531,882
浜松市(6.66)	浜松市(6.19)	浜松市(5.58)	熊本市(5.11)	浜松市(4.46)	802,792
静岡市(7.20)	静岡市(6.38)	熊本市(5.97)	浜松市(5.24)	熊本市(4.79)	733,651
相模原市(7.34)	熊本市(6.42)	静岡市(6.09)	広島市(5.72)	相模原市(5.49)	722,839
熊本市(7.37)	広島市(6.90)	広島市(6.35)	静岡市(5.76)	札幌市(5.61)	1,970,462
広島市(7.56)	相模原市(7.27)	相模原市(6.68)	相模原市(5.87)	静岡市(5.72)	690,881
新潟市(8.22)	札幌市(7.87)	札幌市(6.74)	札幌市(5.96)	広島市(6.00)	1,199,401
札幌市(8.55)	仙台市(7.98)	新潟市(7.02)	新潟市(6.21)	新潟市(6.17)	795,983
仙台市(8.99)	新潟市(8.07)	仙台市(7.36)	岡山市(6.29)	岡山市(6.42)	721,397
さいたま市(9.83)	北九州市(8.50)	岡山市(7.44)	仙台市(6.77)	北九州市(6.52)	939,906
岡山市(10.02)	岡山市(8.74)	北九州市(7.97)	北九州市(6.88)	仙台市(6.52)	1,090,698
北九州市(10.07)	京都市(9.38)	さいたま市(8.48)	京都市(7.94)	京都市(7.10)	1,466,382
京都市(10.81)	さいたま市(9.72)	京都市(8.67)	さいたま市(8.11)	千葉市(7.41)	980,264
神戸市(11.42)	神戸市(10.24)	千葉市(9.77)	千葉市(8.58)	さいたま市(7.68)	1,313,781
千葉市(11.80)	千葉市(10.53)	神戸市(9.90)	神戸市(8.78)	神戸市(7.69)	1,522,964
福岡市(13.00)	名古屋市(11.94)	堺市(10.38)	堺市(9.23)	堺市(8.08)	827,997
名古屋市(13.47)	堺市(12.05)	福岡市(10.42)	福岡市(9.43)	名古屋市(8.68)	2,328,846
堺市(14.25)	福岡市(12.09)	名古屋市(11.32)	名古屋市(9.69)	福岡市(8.80)	1,595,365
大阪市(21.48)	大阪市(20.45)	大阪市(18.04)	大阪市(16.51)	大阪市(15.07)	2,743,161

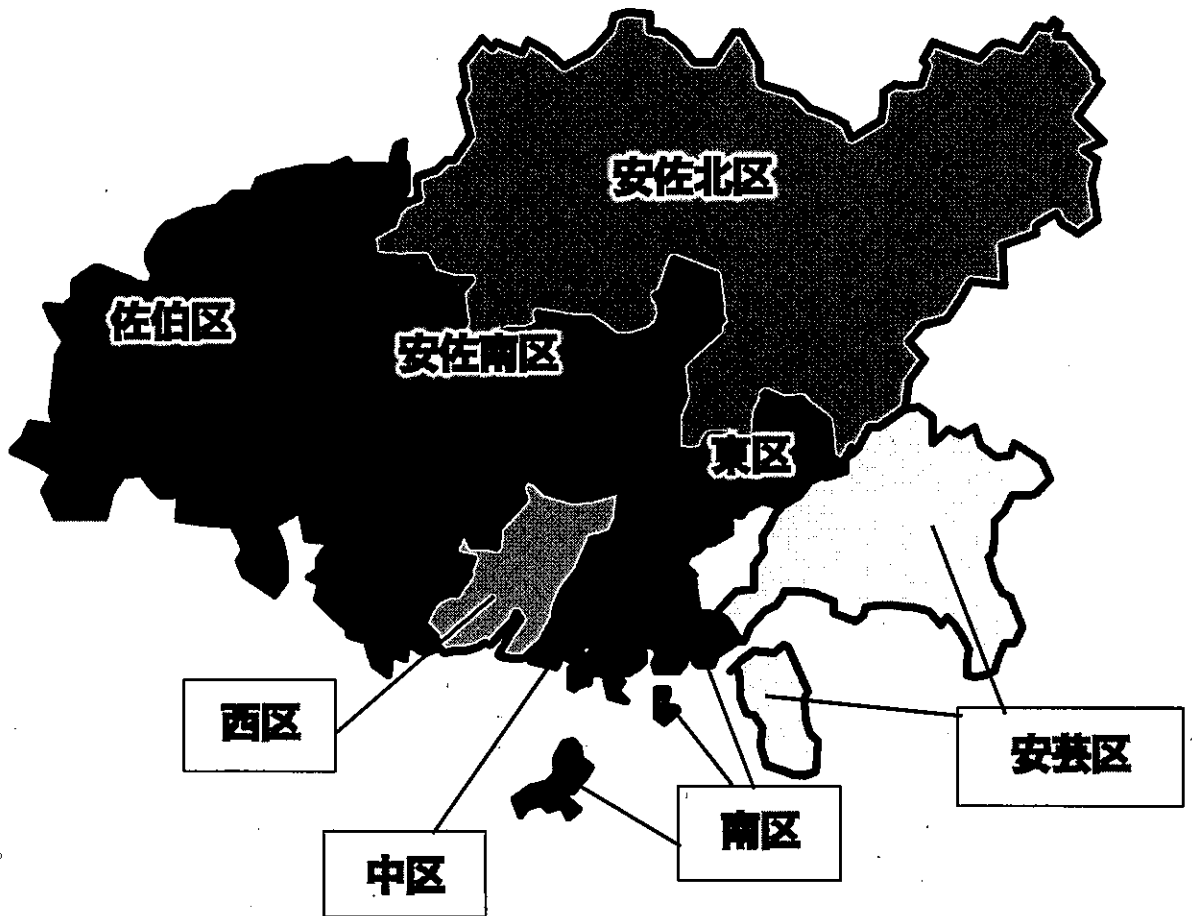
資料：福岡市調査、人口は令和元年12月1日現在

(3) 各区の刑法犯認知件数の状況

市全体では平成26年に比べて約30%以上減少しています。犯罪率は、繁華街・歓楽街や広島の陸の玄関である広島駅がある中区や南区で高くなっています。

区分	平成26年(件)	令和元年(件)	増減数(件)	増減率(%)	犯罪率(件)	人口(人)	参考:ピーク時 (平成14年:人)
中区	2,752	2,068	▲684	▲24.9%	14.63	141,336	7,344
東区	695	508	▲187	▲26.9%	4.25	119,596	2,315
南区	1,520	1,194	▲326	▲21.4%	8.27	144,395	4,394
西区	1,572	1,228	▲344	▲21.9%	6.43	190,849	4,519
安佐南区	1,747	990	▲757	▲43.3%	4.02	246,258	4,622
安佐北区	850	473	▲377	▲44.4%	3.38	139,804	2,151
安芸区	361	242	▲119	▲33.0%	3.10	78,169	1,158
佐伯区	852	488	▲364	▲42.7%	3.51	138,994	2,568
全市	10,349	7,191	▲3,158	▲30.5%	6.00	1,199,401	29,071

資料：広島県警察提供、人口は令和元年12月1日現在



(4) 不安を感じる犯罪の認知件数の状況

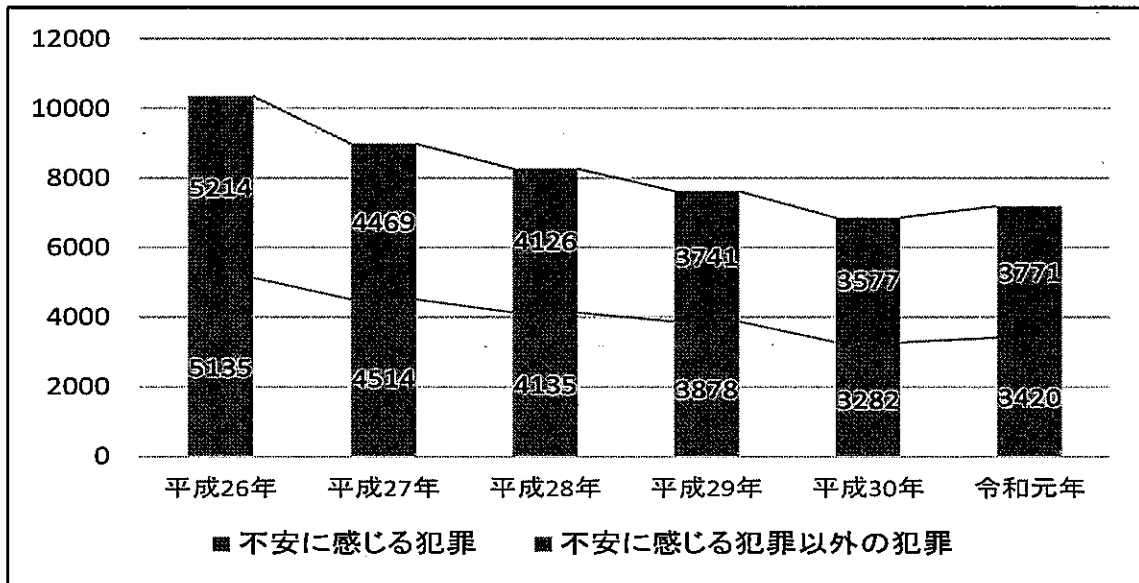
広島県では、「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動のアクションプランで、子ども・女性・高齢者が被害の多くを占める犯罪等から県民が不安を感じる犯罪として8罪種を「不安を感じる犯罪」として抽出し、重点的な対策を行うことから、本市でも市民がより安心して暮らせるよう「不安を感じる犯罪」の被害防止に重点的に取り組むことにします。

内訳

区分	平成26年(件)	令和元年(件)	増減数(件)	増減率(%)	(参考)平成14年(件)
自転車盗	2,672	1,803	▲869	▲32.5%	6,225
車上ねらい	322	219	▲103	▲32.0%	1,985
器物損壊等	1,283	808	▲475	▲37.0%	2,743
侵入強盗	4	1	▲3	▲75.0%	17
侵入窃盗	581	356	▲225	▲38.7%	3,109
住居侵入	157	132	▲25	▲15.9%	298
性犯罪(強制性交、強制わいせつ)	116	101	▲15	▲12.9%	194
総数	5,135	3,420	▲1,715	▲33.4%	14,571

資料：広島県警察提供

推移



資料：広島県警察提供

※ 現在策定中の広島県「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動に係る第5期アクションプランでは、これまでの身近な犯罪(市民の身近で発生しやすい犯罪である乗り物盗、街頭犯罪、侵入強盗など14罪種)のうち特に市民が不安を感じる犯罪として8罪種(自転車盗、車上ねらい、器物損壊等、侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入、強制性交等、強制わいせつ)を抽出し、重点的に対策を行うこととされる予定であり、本市も県との整合性を図るため、「身近な犯罪」から「不安を感じる犯罪」に変更し、重点的に施策に取り組むこととします。

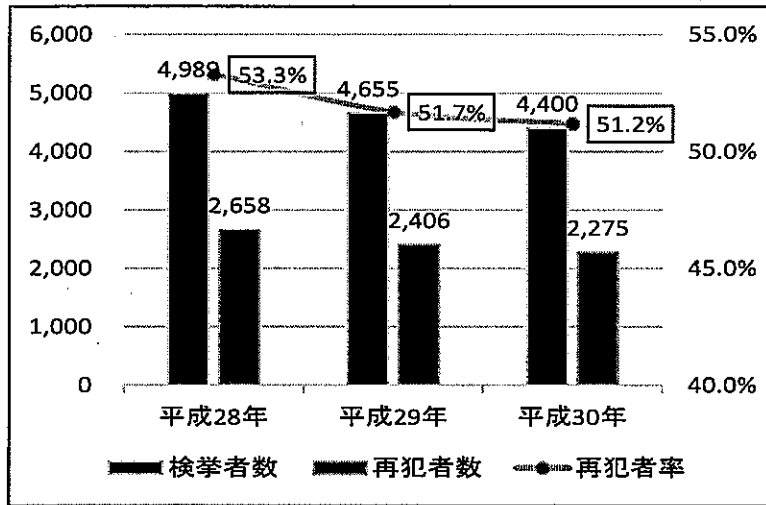
(5) 再犯者・再非行少年の状況

刑法犯検挙者中再犯者率は50%を、犯罪少年の再非行者率は35%をそれぞれ超えており、刑法犯認知件数を減少させるためには、再犯を防止するための取組を推進する必要があります。

ア 広島県の刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 (20歳未満を除く)

年	検挙者数 (人)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)
平成28年	4,989	2,658	53.3%
平成29年	4,655	2,406	51.7%
平成30年	4,400	2,275	51.2%

資料：広島県調査 (法務省大臣官房)



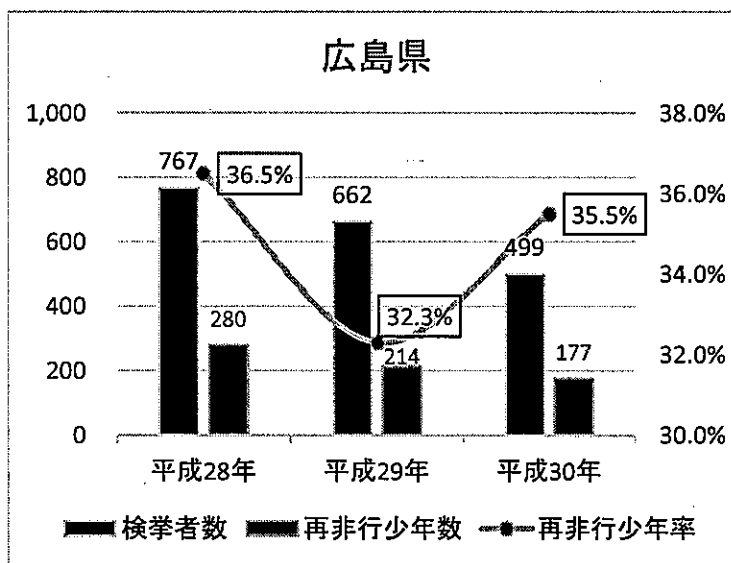
資料：広島県調査 (法務省大臣官房)

イ 広島県の刑法犯検挙者中の再非行少年数・再非行少年率

(14歳以上の罪を犯した少年 (20歳未満))

年	検挙者数 (人)	再非行少年数 (人)	再非行少年率 (%)
平成28年	767	280	36.5%
平成29年	662	214	32.3%
平成30年	499	177	35.5%

資料：広島県調査 (広島県警察)



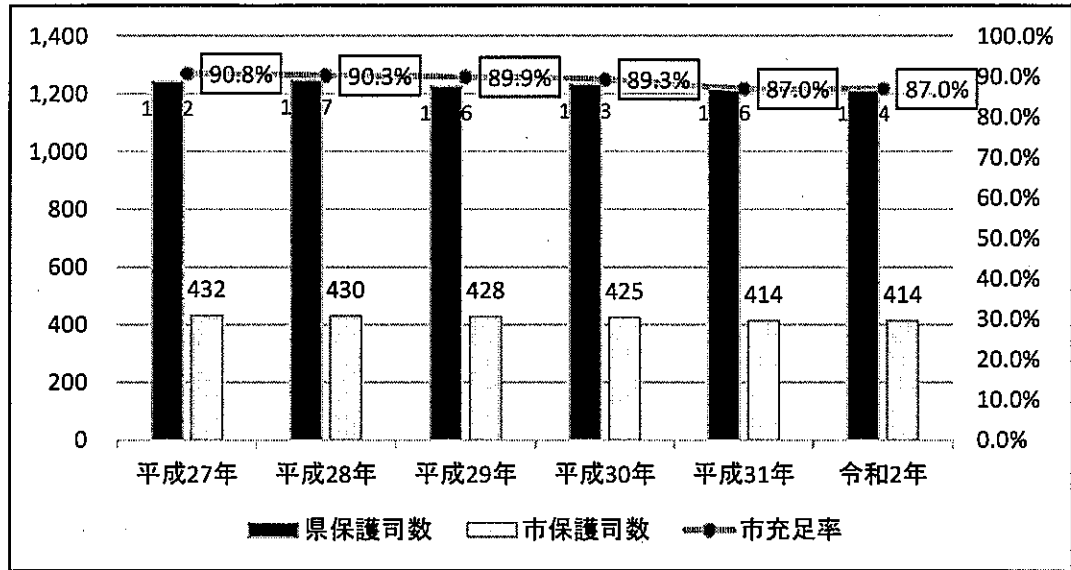
※資料：広島県調査 (広島県警察)

(6) 保護司数及び保護司充足率の推移の状況

広島市内の保護司の充足率は年々減少し、市の定数 476 人に対し、充足率は 87% となっています。再犯防止の取組には保護司の役割は重要です。

年	県保護司数 (人)	市保護司数 (人)	市充足率 (不足数：人)
平成 27 年	1,242	432	90.8% (44)
平成 28 年	1,247	430	90.3% (46)
平成 29 年	1,226	428	89.9% (48)
平成 30 年	1,233	425	89.3% (51)
平成 31 年	1,226	414	87.0% (62)
令和 2 年	1,224	414	87.0% (62)

資料：広島保護観察所提供



資料：広島保護観察所提供

(7) 本市の犯罪情勢

ア 特殊詐欺の件数・被害額は、平成27年の161件・約6億6,571万円から令和元年の95件・約1億7,221万円へと減少しましたが、平成30年と比較すると若干増加しています。
 なお、被害者の約6割は高齢の女性です。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
件数(件)	161	158	175	90	95
被害額(千円)	665,708	434,433	389,389	169,044	172,214

資料：広島県警察提供

イ 令和元年の刑法犯認知件数(7,191件)のうち、約4割を自転車盗(1,803件)と万引き(1,072件)が占めています。

区分	令和元年	刑法犯に占める割合(%)
自転車盗(件)	1,803	25.1
万引き(件)	1,072	14.9

資料：広島県警察提供

ウ 本市における万引きの検挙人員のうち70歳以上の高齢者の割合は、平成27年が約25%でしたが、令和元年は約31%になっています。

区分	平成27年(件)	平成28年(件)	平成29年(件)	平成30年(件)	令和元年(件)
20歳未満	128	94	83	58	55
20歳～29歳	82	60	62	57	62
30歳～39歳	88	94	63	62	78
40歳～49歳	102	103	94	76	97
50歳～59歳	108	97	88	78	87
60歳～69歳	189	132	129	79	93
70歳以上	232	206	171	186	213
合計	929	786	690	596	685

資料：広島県警察提供

エ 子どもに対する声かけ事案等の把握件数は増加傾向、女性に対する声かけ事案等の把握件数は平成27年をピークに減少していますが、依然高い水準で推移しています。

1日平均4件程度の声かけ事案等が発生している状況が続いています。

区分	平成27年(件)	平成28年(件)	平成29年(件)	平成30年(件)	令和元年(件)
子ども	513	519	594	583	621
女性	1,101	963	906	871	844
合計	1,614	1,482	1,500	1,454	1,465

資料：広島県警察提供

3 市民意識の実態

この計画を策定するに当たり、市民や地域防犯活動団体（以下「団体」という。）の治安に対する意識や安全なまちづくりに対する取組等を把握するため、市民（3,000人）及び団体（97団体）を対象としたアンケート調査を令和元年12月に実施しました。（回答数：1,363人、82団体）

調査結果の数値は百分比（％）で示しており、比較可能な前回調査（平成26年）の結果を（ ）で付記しています。

※1 本文及び表中に示した調査結果の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0％とならない場合があります。

※2 複数の回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0％を超えることがあります。

(1) 地域の治安

ア 地域の治安について、市民調査では、「良い」、「やや良い」（以下「良い」という。）が28.7%、「普通」が59.6%、「悪い」、「やや悪い」（以下「悪い」という。）が8.0%となっています。

また、5年前と比べた地域の治安について、「良くなった」、「やや良くなった」（以下「良くなった」という。）が9.5%、「悪くなった」、「やや悪くなった」（以下「悪くなった」という。）が11.1%、「変わらない」が57.6%となっています。

「良くなった」と感じる理由について、「地域住民の防犯意識や連帯感が高くなった」、「居住環境が良くなった」がともに34.6%、「防犯カメラなどの防犯機器が増えた（29.2%）」となっています。

「悪くなった」と感じる理由について、「全国で発生する様々な犯罪報道により不安が増加した」が43.0%、「地域住民の防犯意識や連帯感が低くなった（37.7%）」、「居住環境が悪くなった（35.8%）」となっています。

イ 市民調査では、自分や身近な人が犯罪にあうかもしれないと不安を感じることにについて、「インターネットや携帯電話サイトを利用した犯罪」が41.9%、「なりすまし詐欺や架空請求などの特殊詐欺（40.4%）」、「空き巣などの侵入犯罪（39.5%）」の順となっています。

また、犯罪にあうかもしれないと不安を感じる場所について、「暗がりや人気のない場所」が69.1%となっています。

インターネット等を利用した犯罪、特殊詐欺や空き巣などの侵入犯罪の減少を図ること、また、暗がりや人気のない場所について、地域の防犯対策の取組や防犯灯や防犯カメラの設置促進等の対策をとることで、市民及び団体の不安解消に繋がると考えられます。

刑法犯認知件数は5年前から約20%も減少していますが、「地域の治安は以前と比べ変わらない」が半数以上を占め地域の治安について市民の意識は良いとは言えません。

犯罪は誰の身にも起こりうるものです。市民一人一人が防犯意識を高め適切な行動ができるよう、積極的に意識啓発や情報発信に努める必要があります。

○地域の治安についてどう感じていますか【市民、団体】

区分	良い・やや良い	普通	悪い・やや悪い	わからない・無回答
市民（％）	28.7	59.6	8.0	3.8
団体（％）	48.8	46.3	1.2	3.6

○地域の治安は以前（概ね5年前）と比べどう感じますか【市民、団体】

区分	良くなった・やや良くなった	変わらない	悪くなった・やや悪くなった	わからない・無回答
市民（％）	9.5 (13.8)	57.6 (50.0)	11.1 (16.9)	21.8 (19.2)
団体（％）	30.5 (54.8)	56.1 (38.1)	1.2 (1.2)	12.2 (6.0)

○自分や身近な人が犯罪にあうかもしれないと、不安に感じることは何ですか (上位7位まで、複数回答)

【市民】

インターネットや携帯電話サイトを利用した犯罪	41.9% (27.8%)
なりすまし詐欺や架空請求などの特殊詐欺	40.4% (27.6%)
空き巣などの侵入犯罪	39.5% (41.0%)
ひったくり、路上強盗	24.0% (42.7%)
子どもの連れ去りやいたずら	18.3% (20.8%)
自転車・バイクなどの乗り物盗	15.6% (—)
悪質商法	14.4% (17.0%)

【団体】

空き巣などの侵入犯罪	50.0% (47.6%)
なりすまし詐欺や架空請求などの特殊詐欺	43.9% (31.0%)
自転車・バイクなどの乗り物盗	30.5% (—)
ちかん、強姦、わいせつなどの性犯罪	29.3% (23.8%)
子どもの連れ去りやいたずら	20.7% (23.8%)
悪質商法	19.5% (16.7%)
インターネットや携帯電話サイトを利用した犯罪	15.9% (7.1%)

○自分や身近な人が犯罪にあうかもしれないと、不安に感じる場所はどこですか

【市民】

暗がりや人気のない場所	69.1% (67.9%)
路上	45.9% (56.0%)
繁華街	25.2% (19.2%)
自宅・マンション	23.3% (32.0%)
駐車場・駐輪場	15.3% (12.3%)
公園・広場	13.3% (13.4%)
エレベーター	10.3% (9.2%)

【団体】

暗がりや人気のない場所	61.0% (69.0%)
路上	50.0% (44.0%)
公園・広場	46.3% (50.0%)
駐車場・駐輪場	23.2% (14.3%)
自宅・マンション	15.9% (10.7%)
駅	8.5% (6.0%)
店舗	4.9% (6.0%)

(2) 安全・安心に暮らすため強化する取組

市民調査では、「社会モラルの向上」「個人の防犯意識の向上」など意識の向上を求めるものと「防犯カメラ等の整備」が上位になりました。

団体調査では、「子どもの安全対策」「防犯カメラ等の整備」「個人の防犯意識の向上」など、団体の活動に直接関係のある項目が上位にあります。前回調査と比べると、子どもや高齢者などの犯罪弱者の安全対策を強化すべきという意見が増えています。

安全安心の確保のためには、モラル・防犯意識の向上や防犯カメラの整備、子どもや高齢者の安全確保などが必要と思われるています。

これらに対応する具体的な対策としては、市政出前講座等での意識啓発、子どもや高齢者に対する見守り活動への支援、防犯カメラの設置による犯罪抑止等が考えられます。

○安全安心に暮らすため強化すべき取組は何ですか

【市民】

社会モラルの向上	42.6% (39.5%)
防犯カメラ等の整備	41.3% (34.3%)
個人の防犯意識の向上	34.1% (38.1%)
子どもの安全対策	26.9% (25.7%)
警察による取締強化	20.5% (24.4%)
高齢者の安全対策	19.8% (17.3%)
法律や条例による規制強化	19.1% (13.6%)

【団体】

子どもの安全対策	45.1% (56.0%)
防犯カメラ等の整備	45.1% (17.9%)
個人の防犯意識の向上	42.7% (35.7%)
地域防犯活動の活性化	41.5% (35.7%)
高齢者の安全対策	34.1% (27.4%)
防犯情報の提供	29.3% (26.2%)
警察による取締強化	17.1% (20.2%)

(3) 地域の防犯活動に対して行政に求める支援

市民調査では、「犯罪発生情報の提供」「活動に対する安全確保」「活動参加者を増やすための働きかけ」が上位にあり、前回調査と大きな変化は見られません。

団体調査では、「犯罪情報の提供」「活動参加者の育成・指導」「活動参加者を増やすための働きかけ」が上位となっています。前回調査に比べ「活動参加者を増やすための働きかけ」が増えています。

行政は、犯罪発生などに関する情報提供を行うとともに、防犯活動への参加者の確保、育成・指導、活動参加者を増やすための働きかけなどに取り組んでいく必要があります。

○地域の防犯活動に対して行政に求める支援は何ですか (上位7位まで、複数回答)

【市民】

犯罪発生情報の提供	51.2% (50.1%)
活動に対する安全確保	30.6% (32.5%)
活動参加者を増やすための働きかけ	28.5% (27.5%)
活動参加者の育成・指導	28.5% (33.7%)
活動内容の広報	18.2% (18.4%)
活動に対する財政支援	18.1% (19.7%)
活動に必要な物品等の提供や貸与	16.9% (16.5%)

【団体】

犯罪発生情報の提供	59.8% (41.7%)
活動参加者の育成・指導	43.9% (38.1%)
活動参加者を増やすための働きかけ	36.6% (40.5%)
活動に対する安全確保	29.3% (29.8%)
活動に必要な物品等の提供や貸与	28.0% (38.1%)
活動内容の広報	19.5% (10.7%)
活動に対する財政支援	15.9% (22.6%)

(4) 地域の防犯活動に対する市民の参加状況

地域の防犯活動に「取り組んだことがある」は17.1%、「ない」は82.0%で、前回調査に比べ、「取り組んだことがある」が減少し、「ない」が増加しています。

「取り組んだことがない」理由としては、「参加の仕方がわからない」「時間がない」「知り合いがいない」が上位となっています。

○地域防犯活動への取り組んだことがありますか【市民】

取り組んだこと あり	取り組んだこと なし	無回答
17.1% (20.1%)	82.0% (78.4%)	1.0% (1.5%)

○取り組んだことがない理由は何ですか【市民】 (上位7位まで、複数回答)

参加の仕方がわからない	時間がない	知り合いがいない	生活が制約される	できそうなことがない	人間関係が難しい	必要性を感じない
44.8% (40.6%)	44.3% (45.0%)	20.1% (19.1%)	15.4% (17.9%)	12.6% (10.7%)	9.9% (10.9%)	6.5% (4.6%)

(5) 防犯活動に取り組むうえでの課題

市民及び団体調査とも、「参加者、構成員の高齢化」「後継者不足」「構成員の減少」など「人」に関する課題が上位になっています。なかでも団体調査の「構成員の高齢化」は91.6%で前回から12.9ポイント増加しています。

地域の防犯活動を維持し活性化していくためには、参加者を確保すること、とりわけ若い世代に参加してもらうことが必要です。また、住民、学生、事業者など多様な主体が気軽に参加できる環境づくりや活動のきっかけづくりが必要です。

○防犯活動に取り組むうえでの課題は何ですか (上位7位まで、複数回答)

【市民】

参加者の高齢化	65.7% (56.2%)
参加者が少ない	54.1% (53.6%)
行政や他団体との連携不足	15.5% (14.5%)
地域の犯罪や防犯活動に関する情報の不足	15.5% (15.2%)
住民の理解や協力が得られない	12.9% (9.8%)
活動費用の不足	5.2% (9.8%)
活動に必要な物品の不足	4.7% (4.7%)

【団体】

構成員の高齢化	91.5% (78.6%)
後継者不足	62.2% (52.4%)
構成員の減少	26.8% (27.4%)
活動のマナー化による意識低下	18.3% (21.4%)
活動参加者の安全確保への不安	13.4% (2.4%)
住民の理解不足	7.3% (9.5%)
活動費用の不足	7.3% (14.3%)

(6) 防犯情報の入手先

テレビや新聞などが主な情報の入手先となっています。前回調査と比較すると、携帯電話サイトやメールから情報を入手する市民の割合が増えています。

テレビや新聞、携帯電話サイトやメールなどそれぞれの特性を活かし、タイムリーな情報発信に努めることが大切です。

○防犯に関する情報はどこから入手していますか【市民】 (上位7位まで、複数回答)

テレビ	新聞	携帯電話サイト・メール	町内会・自治会等 チラシ・回覧	口コミ	市広聴隊等	ラジオ
87.7% (86.7%)	59.2% (69.0%)	30.9% (15.7%)	28.4% (34.7%)	22.1% (22.9%)	20.2% (25.6%)	15.8% (18.9%)

(7) 市の取組に対する認知度

安全なまちづくりに関する活動を知っているのは、市民の約5割ですが、その他の具体的な取組の認知度は2割台にとどまっています。

市民の防犯に対する意識啓発を進め、防犯力の高いまちづくりを進めていくためには、市の取組について効果的な広報活動を行うとともに、本市が市民や事業者と協働し、より積極的な活動を行うことが重要です。

○安全なまちづくりに関する活動などを知っていますか【市民】

質問内容	知っている (%)	知らない (%)
安全なまちづくりに関する活動を知っていますか。	42.9 (49.2)	55.8 (49.4)
防犯情報メールで不審者情報や犯罪情報配信していることを知っていますか。	34.2 (26.1)	63.7 (71.0)
暴力被害相談センターがあることを知っていますか。	19.7 (20.0)	78.7 (78.0)
一家一事業所一点灯運動を知っていますか。	13.5 (20.2)	85.3 (77.1)
行政に犯罪被害者等のための相談窓口があることを知っていますか。	26.9 (22.7)	70.7 (74.3)

(8) 特殊詐欺対策

市民調査では、特殊詐欺の被害にあわないためにとっている対策について、「知らない電話番号からの着信は留守番電話機能を使って選別している」、「テレビやインターネット等で特殊詐欺の手口や対策を見て情報収集し学んでいる」、「電話でお金を請求されるなど不審な電話があった場合には、家族や友人等に相談する」が上位となっています。

また、高齢者が特殊詐欺の被害にあわないために行政や警察が行うべき取組について、「テレビ、ラジオ、新聞などの広報」、「金融機関の窓口職員による注意喚起」、「高齢者の家族への注意喚起」が上位となっています。

特殊詐欺は、様々な種類や形態があるものの、その手口は共通しているため、高齢者に理解しやすい防止策について、きめ細かな広報啓発を行うとともに、子どもや孫など家族や地域住民から高齢者へ周知を行うことも効果的な防止策と考えられます。

○特殊詐欺にあわないためどのような対策をとっていますか【市民】 (上位3位まで)

知らない電話番号からの着信は留守番電話機能を使って選別している	36.9%
テレビやインターネット等で特殊詐欺の手口や対策を見て情報収集し学んでいる	21.4%
電話でお金を請求されるなど不審な電話があった場合には、家族や友人等に相談する	13.9%

○高齢者が特殊詐欺の被害にあわないため行政が行う取組は何か有効ですか【市民】

(上位7位まで、複数回答)

テレビ、ラジオ、新聞	金融機関による注意喚起	高齢者家族への注意喚起	見守り活動などによる注意喚起	高齢者が集まる場所での広報	新聞紙込や回覧による広報	金融機関の掲示物による広報
51.8% (51.8%)	30.7% (40.8%)	27.1% (32.4%)	25.3% (33.6%)	24.8% (27.5%)	23.8% (20.0%)	23.7% (8.6%)

4 課題

- 刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、不安に感じる犯罪（自転車盗、車上ねらい等）が5割弱を占めています。
- 自転車盗の要因は、加害者の規範意識の低下は言うまでもありませんが、盗まれた自転車のうち約6割が無施錠であるため、被害者の防犯意識が希薄であることも挙げられます。
- 特殊詐欺被害の件数は、件数、被害額ともに減少傾向にあるものの、被害総額は、依然として1億円を超えており、手口も巧妙化しています。
- 女性に対する声かけ事案等の把握件数は平成 27 年をピークに減少傾向になっていますが、子どもに対する声かけ事案等の把握件数は増加傾向で、依然として、1日平均4件程度の声かけ事案等が発生している状況が続いています。
- 防犯活動を行うにあたり、地域防犯活動団体の高齢化や後継者不足が進むとともに、地域の連帯感や防犯意識が薄れています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現

条例が目的としている「市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現」を計画の基本目標とします。

- 刑法犯認知件数を 5,700 件/年 以下とします
- 市民の安心感の向上のため、不安に感じる犯罪の件数を 2,600 件/年 以下とします

基本目標を達成するための数値目標として、刑法犯認知件数を平成27年～令和元年の減少率（約20%）と同等以上を減少させ 5,700 件/年 以下にするとともに、市民の安心感の向上を図るため、不安に感じる犯罪の件数を平成27年～令和元年の減少率（約24%）と同等以上を減少させ 2,600 件/年 以下にします。

※ 第3次基本計画では、「『体感治安が5年前と比べて良くなった』と感じる市民の割合を、25%以上とします」という施策目標を設定していましたが、地域の治安ではなく、全国で発生する様々な犯罪に影響を受けることから、目標になじまないため、現時点では削除しています。

2 行動理念

自分たちのまちは、自分たちで創り、守る

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」という防犯意識の醸成と、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して、総合的な防犯対策に取り組んでいくことが必要です。

このため、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」を、計画の行動理念とし、各種の取組を進めます。

3 市、市民及び事業者の役割

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、協働して取り組む必要があります。

(1) 市の役割

市は、安全なまちづくりに関する市民及び事業者の意識啓発や自主的な活動を支援し、都市環境整備など市民及び事業者と協働して推進します。

(2) 市民の役割




市民は、自らの安全を確保し、相互に協力して犯罪を防止するための活動を行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

(3) 事業者の役割

事業者は、地域社会を構成する一員として、犯罪を防止するため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

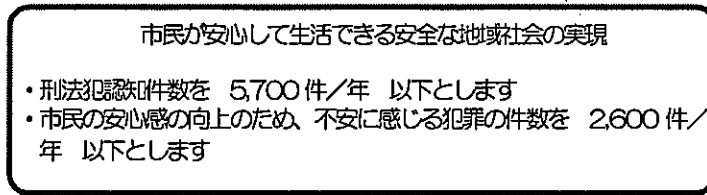
4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

平成27年(2015年)9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された持続可能な開発目標(SDGs)との関連を示します。

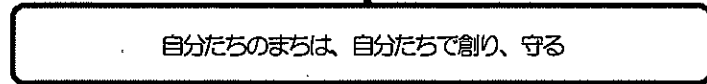
	<p>3 全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>16 平和と公正を全ての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>

5 体系図

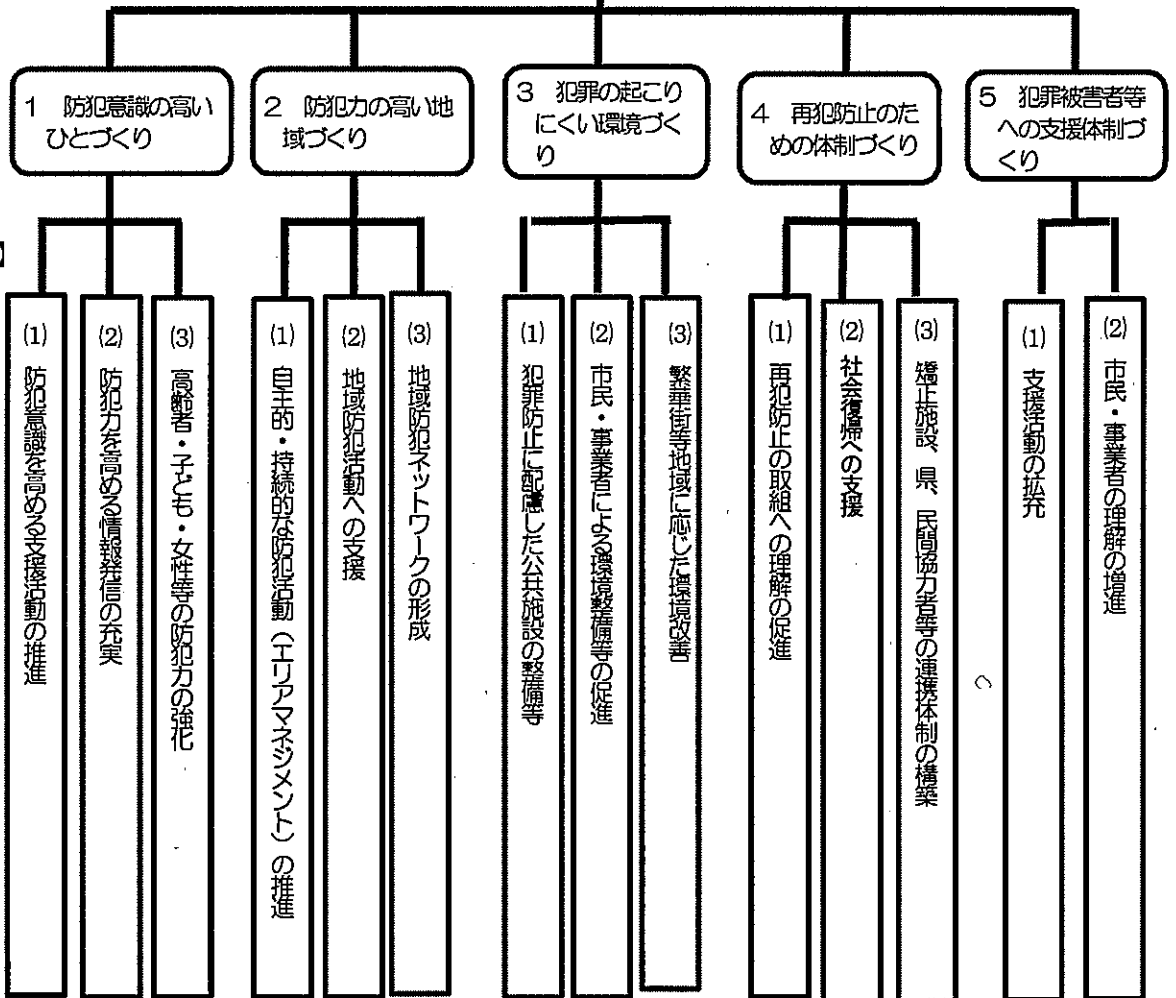
【基本目標】



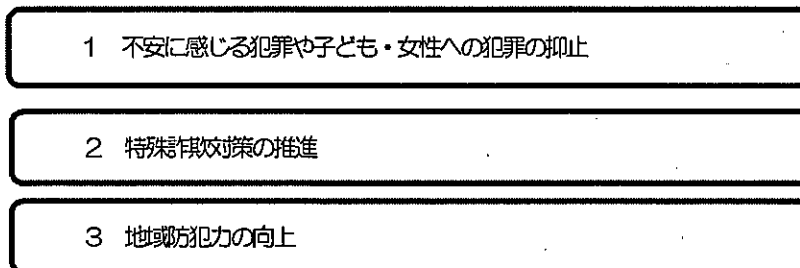
【行動理念】



【基本方針】



【重点的な取組】



第4章 基本方針及び基本施策

1 防犯意識の高いひとづくり

刑法犯認知件数は、年々減少傾向にあります。地域の治安は以前と変わらないと感じている市民は半数以上を占めています。犯罪は誰の身にも起こりうるものです。市民一人一人が防犯に関心を持ち、犯罪の手口や対策を知り、適切な対策を講じることができる状況になれば、犯罪被害を防ぐことができます。

また、「自分の安全は自分で守る」とともに、インターネット等での誹謗中傷などから知らないうちに犯罪を起してしまうなど、「自らが犯罪を起こさない」という規範意識や社会モラルの向上が求められます。

さらに、高齢者、子ども、女性等被害に遭いやすい犯罪弱者に対しては、防犯力向上のための取組が必要です。

こうしたことから、市民の防犯意識の高いひとづくりのために、次の施策を展開します。

(1) 防犯意識を高める支援活動の推進

市民の防犯意識を高め、「犯罪の起こりにくい安全なまちづくり」への理解が深まるよう、犯罪情勢や防犯活動、防犯対策、規範意識や社会モラルの向上などについて、広報紙やイベント、防犯講習会等の様々な媒体や機会を通じて周知するなど積極的な広報啓発に取り組みます。

また、防犯対策や防犯活動等に関する不安や疑問、少年非行の立ち直りなどについての相談支援を行います。

【主な取組】 ※◎は、「第5章 重点的な取組」と重複する取組です。

- ◎ 広報紙、広報番組、ホームページ等による広報
- 市政出前講座・防犯講習会等での意識啓発
- ◎ 少年サポートセンターひろしまによる立ち直り支援等
- 防犯対策や防犯活動等に関する支援の実施

(2) 防犯力を高める情報発信の充実

市民が犯罪の未然防止を図ることができるよう、電子メール等様々な媒体を活用し、正確でタイムリーな防犯情報の提供に取り組みます。

【主な取組】

- ◎ 防災情報メールによる不審者情報や犯罪情報の提供
- 学校・保育園等へのメール等による不審者情報の提供
- 福祉施策と連携した高齢者への防犯情報の提供
- ホームページを活用した防犯情報の提供

(3) 高齢者・子ども・女性等の防犯力の強化

高齢者・子ども・女性等の犯罪弱者の防犯力や危険回避能力を高めるため、被害に遭いやすい犯罪の特徴や傾向、手口などを踏まえた防犯対策に取り組みます。

また、インターネット等の普及により、知らないうちに子どもが犯罪や迷惑行為を起こさないよう「規範意識」の向上に取り組みます。

さらに、携帯電話等が引き金となる犯罪が増加傾向にあることから、携帯電話等の電子メディアの適正利用を啓発します。

【主な取組】

- ◎ 特殊詐欺被害抑止のための広報
- 市政出前講座・中学生を対象とした犯罪被害等防止教室での意識啓発
- 「こども110番の家」の周知
- 「子ども安全の日」事業の実施
- ◎ 小中高校生を中心とした電子メディアの適正利用の啓発
- 高齢者や女性を対象とした犯罪被害防止の広報啓発活動の実施
- ◎ 女子大学生など対象者を限定した防犯講習会の実施
- ボランティア活動など高齢者の社会参加の促進



2 防犯力の高い地域づくり

多くの地域で市民等による防犯パトロールなどの自主的な防犯活動が行われ、犯罪の抑止に効果をあげています。安全なまちづくりには、市民や事業者等が高い防犯意識を持ち、地域のつながりを深めながら連携・協力して継続的に防犯活動に取り組むことが重要です。しかし、地域の防犯活動団体に参加している構成員の高齢化などの課題があります。

また、子どもへのあいさつ運動や町内会・自治会による防犯行事の開催などのコミュニティ活動は、地域に連帯意識を醸成するばかりでなく、犯罪に対する抑止につながります。

こうしたことから、防犯力の高い地域づくりのために、次の施策を展開します。

(1) 自主的・持続的な防犯活動（エリアマネジメント）の推進

「地域の安全は地域で守る」という自主的・持続的な防犯活動により、地域の連帯感と防犯意識を高め、市民や事業者等が連携・協力して、地域の実情に応じた取組を推進します。

また、多くの市民等が気軽に防犯活動へ参加できるよう、活動の意義や取組内容などを広報し、活動の活性化につなげます。

【主な取組】

- 子どもの見守り活動の促進
- 「子ども110番の家」の登録の促進
- 青少年指導員による街頭補導
- 若い世代の地域防犯活動団体への参画促進
- 広報紙やホームページなどを活用した地域防犯活動の紹介

(2) 地域防犯活動への支援

地域での自主的な防犯活動が活発かつ継続的に行われるよう、防犯活動に対する物的・経済的な支援や情報提供を行います。

また、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」機運を高め、活動の定着と拡充を図るため、防犯活動に貢献した市民や団体を表彰するなど担い手の確保・育成に取り組みます。

【主な取組】

- 防犯アドバイザーの派遣や防犯リーダー等の人材育成への支援
- パトロール隊等への防犯資機材の提供
- 防犯組合等への補助
- 地域防犯カメラ設置補助
- 安全なまちづくり功労表彰の実施

(3) 地域防犯ネットワークの形成

防犯活動など地域の様々な活動に市民が積極的に参加することを通じて連帯意識の醸成を図り、世代や新旧の枠を超えて、人々の心が通い合う地域コミュニティの形成を進めます。

また、地域防犯活動が効果的に継続して行われるよう、様々な団体や事業者等との連携を強化し、地域が一体となった防犯活動が行われるためのネットワークを形成します。

さらに、地域で防犯情報等を共有し、その有効活用に取り組みます。

【主な取組】

- 安全なまちづくり推進協議会の開催
- 区役所における「減らそう犯罪」まちづくり連絡協議会の開催
- 学校における地域等との連絡・調整会議の開催
- セーフティステーション活動に関するコンビニエンスストア団体と意見交換
- 町内会・自治会への加入促進
- 地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を活用した防犯情報共有の支援



3 犯罪の起こりにくい環境づくり

犯罪の未然防止には、市民や地域団体による防犯活動などソフト面での取組に加え、犯罪を起こさせない環境整備などハード面からの取組も必要です。地域によって環境は異なることから、犯罪の特性やコミュニティの状況などその地域に応じた取組を、市民や事業者、地域団体、市が協力して進めることが重要です。

また、身近な生活環境の防犯性を高めることや地域の環境美化に取り組むことなどは、犯罪の起こりにくい環境づくりにつながります。

こうしたことから、犯罪の起こりにくい環境づくりが進むよう、次の施策を展開します。

(1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備等

公園や道路などにおいては、見通しの確保や暗がりの解消など犯罪防止に配慮した整備や管理に取り組めます。

また、学校や保育園などにおいては、見通しの確保や不審者の侵入防止など子どもの安全確保に配慮した環境整備に取り組めます。

【主な取組】

- ◎ 公園等の見通しの確保
- 防犯灯、公園灯の整備
- 通学路の整備
- インターホンなど防犯機器の設置
- 見守り巡回用公用車や公用バイクの配備
- 通学路の安全点検

(2) 市民・事業者による環境整備等の促進

市民や事業者が自ら防犯に資する環境整備に取り組むことは、地域の安全性を高めるとともに、防犯意識の高揚にもつながります。市民や事業者が防犯対策を効果的に実行できるよう防犯情報の提供や環境整備の支援などに取り組めます。

また、適切に管理されていない防犯上問題のある空き家については、警察など関係機関と連携した対策を実施します。

【主な取組】

- ◎ 自転車の施錠の徹底
- ◎ 万引きされない店舗づくりの推進
- 一家一事業所一点灯運動の推進
- 防犯性能を高める機器・設備等の普及啓発
- 街路灯設置補助
- 私道整備補助
- 空き家対策の実施

(3) 繁華街等地域に応じた環境改善

繁華街や住宅街、駅周辺など地域によって犯罪の種類や件数は異なります。効果的、継続的な防犯活動を行うため、地域の特性や犯罪情勢などを踏まえ、地域に応じた取組を行います。

また、国際平和都市として、国内外からの観光客が多数訪れるまちとして、誰もが安心して観光できるよう繁華街等における安全・安心の確保や防犯情報の提供などに取り組めます。

さらに、落書きなどの迷惑行為も放置することなく対応し、犯罪の起こりにくい環境をつくります。

【主な取組】

- 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくりの推進
- 客引防止対策の推進
- 放置自転車対策の推進
- 観光客に対する繁華街等での安全対策の実施や防犯情報の提供
- 落書き消去活動に対する用具等の提供
- 暴力団排除活動の推進
- 少年の非行防止活動の推進



4 再犯防止のための体制づくり

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がないため、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多くいます。市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現のためには、犯罪をした者が再び罪を犯さないようにすることが重要です。そのためには、犯罪をした者等が地域社会において生活を立て直す必要があります。また、社会復帰をするためには、本人の努力だけでなく、地域社会の理解と協力が必要です。

こうしたことから、再犯防止のための体制づくりのために、次の施策を展開します。(本市の地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)として位置付けます。)

(1) 再犯防止の取組への理解の促進

犯罪をした者等が社会復帰することを支援することについて、地域社会の理解や協力を得るため、保護司や関係団体等と連携し、意識啓発に取り組みます。

【主な取組】

- 「社会を明るくする運動」への参画
- 広島市地区保護司会等への事業補助

(2) 社会復帰への支援

犯罪をした者等が社会復帰できるよう、保健・福祉サービスの提供を行います。また、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導を行います。

【主な取組】

- 安定した就労や地域社会における定住先の確保
- 保健医療・福祉サービスの提供
- 少年サポートセンターひろしまにおける相談支援
- 薬物・アルコール等依存症の相談支援

(3) 矯正施設、県、民間協力者等の連携体制の構築

犯罪をした者等に対する切れ目のない支援を継続的なものとするためには、矯正施設、県、民間協力者等の連携体制を構築し、支援に取り組みます。

- 矯正施設所在自治体会議、広島県再犯防止推進に関する連絡会議等への参画



5 犯罪被害者等への支援体制づくり

犯罪に遭った被害者やその家族などは、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなくその後も副次的な被害に苦しめられることが少なくありません。犯罪被害者等が再び地域において平穏な生活を営むためには、必要なときに必要な場所で適切な支援が途切れることなく提供されることが必要です。また、そのためには、地域社会の理解や配慮、協力が重要です。

こうしたことから、犯罪被害者等への支援体制づくりのために、次の施策を展開します。

(1) 支援活動の拡充

警察や犯罪被害者支援団体等と連携し、犯罪被害者等に対し、生活面や精神面での助言や各種情報提供など相談支援活動に取り組みます。さらに、犯罪被害者等の心情に寄り添った支援環境の拡充を図ります。

【主な取組】

- 犯罪被害者等総合相談窓口での相談受付・情報提供
- 広島被害者支援センターへの活動支援
- 市営住宅への入居抽選時の優遇
- 犯罪被害発生時におけるワンストップ対応

(2) 市民の理解の増進

犯罪被害者等が置かれている状況や平穏な生活への配慮の重要性等について、市民の理解を深めるよう、意識啓発に取り組みます。

【主な取組】

- ホームページや啓発用ポスター等での情報提供
- 街頭キャンペーンの実施
- 講演会等の開催



第5章 重点的な取組

基本方針、基本施策の中でも、安全なまちづくりを進めるうえで抱える重要な課題、「不安を感じる犯罪や子ども・女性への犯罪防止」、「特殊詐欺対策の推進」、「地域防犯力の向上」の3項目について、重点的に取り組めます。

1 不安を感じる犯罪や子ども・女性への犯罪防止

刑法犯認知件数のうち、不安を感じる犯罪（8罪種）は5割弱を占めています。

不安を感じる犯罪の認知件数の減少を図ることで、市民が安全で安心して暮らせることに繋がることから、重点的に取り組む必要があります。それぞれの犯罪の特性を踏まえ、市民や事業者、警察など関係機関と連携し施策を実施します。

女性に対する声かけ事案等の把握件数は平成27年をピークに減少傾向となっていますが、子どもに対する声かけ事案等の把握件数は増加傾向で、1日平均4件程度の声かけ事案等が発生している状況が続いています。子どもや女性に対する声かけなどの不審者事案は重大な事件のきっかけになることもあり、早い段階で対応することが必要です。また、子どもや女性が遭いやすい犯罪について、きめ細かな対策を実施します。

【具体的な取組内容】

《不安を感じる犯罪の防止》

- 少年サポートセンターひろしまの支援の充実
- 防災情報メールによる注意喚起のための犯罪情報の提供
- 広報紙、広報番組、ホームページ等による広報啓発

《子ども・女性への犯罪防止》

- 防災情報メールによる不審者情報や犯罪情報の提供
- 小中高校生を中心とした電子メディアの適正利用の啓発
- 防犯パトロール等の実施
- 公園等での見通しの確保、防犯灯の設置
- 事業者との連携による見守り活動の実施
- 女子大学生など対象者を限定した防犯講習会の実施

2 特殊詐欺対策の推進

特殊詐欺は、新型コロナウイルス感染症の流行により生活様式が見直される中、その手口はますます悪質巧妙化しています。被害者を見ると高齢者の女性が6割を超えています。

本市は、警察や金融機関などと連携を図りながら、各種の広報媒体を活用するなど効果的な広報啓発や情報発信、地域住民と連携した防止対策の実施など総合的な取組を進めます。

【具体的な取組内容】

- 特殊詐欺被害抑止のための広報
- 市窓口等を活用した被害防止の呼びかけ
- 防災情報メールによる犯罪情報の提供
- 市民安全推進課へ相談電話の設置
- 家族等による高齢者への被害防止策の周知

3 地域防犯力の向上

市民が安全で安心して暮らせるためには、地域防犯力の向上は重要となります。しかしながら、市民アンケート調査では防犯活動に参加する市民の割合が減少しており、団体アンケート調査でも参加者の減少、固定化、高齢化が課題になっています。

そのため、地域の若い世代を中心とした多様な主体が地域防犯活動団体へ参画するよう取り組みます。

また、地域の安全に貢献する企業づくりの推進や誰もが負担なく気軽に参加できるよう、きっかけづくりなど活動参加者の育成・確保に取り組むとともに、住民間の連携、情報共有などを進め、より効果的、効率的な活動を推進します。

さらに、町内会・自治会の地域活動への参加促進に取り組み、地域の連帯意識や一体感の醸成などにより、住民が「体感治安は良くなった」と実感できる状況を目指し、地域防犯力の向上に向けた好循環を創ります。

【具体的な取組内容】

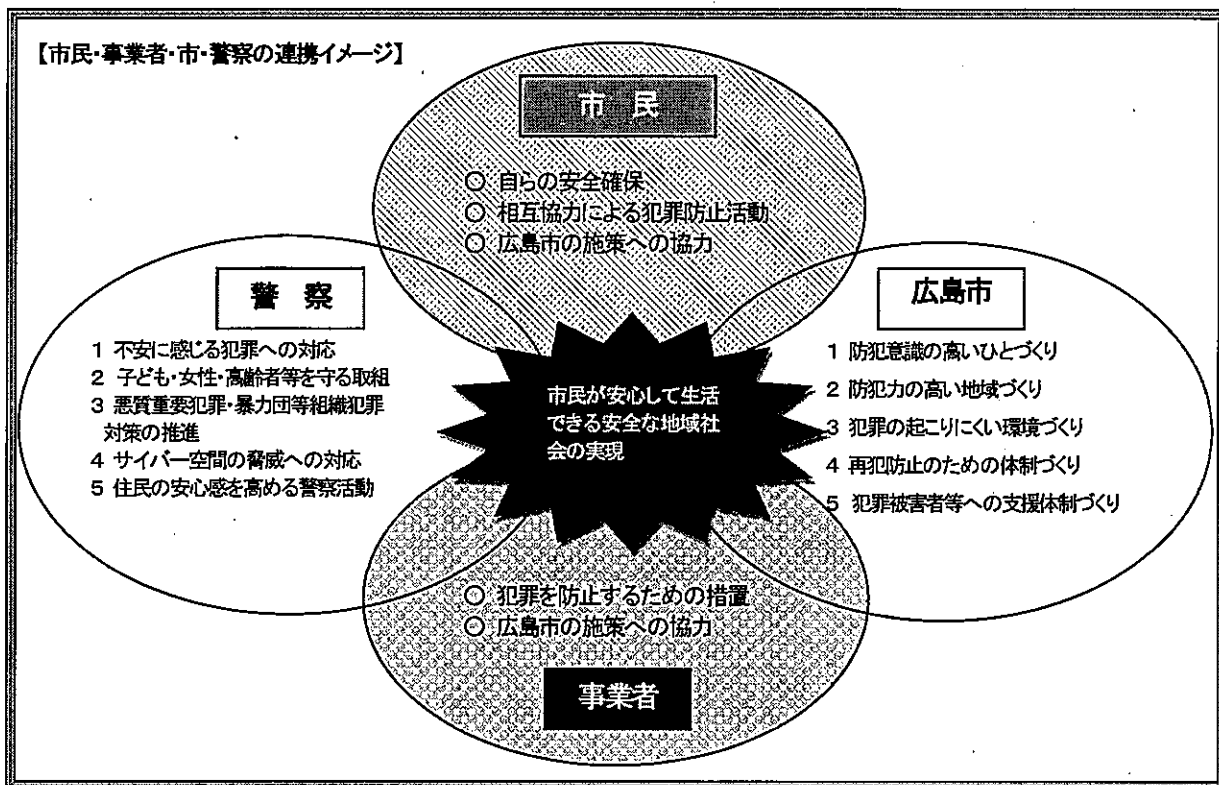
- 若い世代の地域防犯活動団体への参画促進
- 地域の安全に貢献する企業づくりの推進（従業員が地域防犯活動へ参画しやすい環境づくり）
- あいさつ運動や通勤を利用した見守り活動など町内会等地域単位で取り組む活動の促進
- 各団体、事業者、区役所、関係機関等の連携強化
- 事業者や大学生の参加促進
- 先進活動事例等の情報提供
- 防犯リーダー等の人材育成への支援

第6章 計画の推進

1 全市的な推進体制

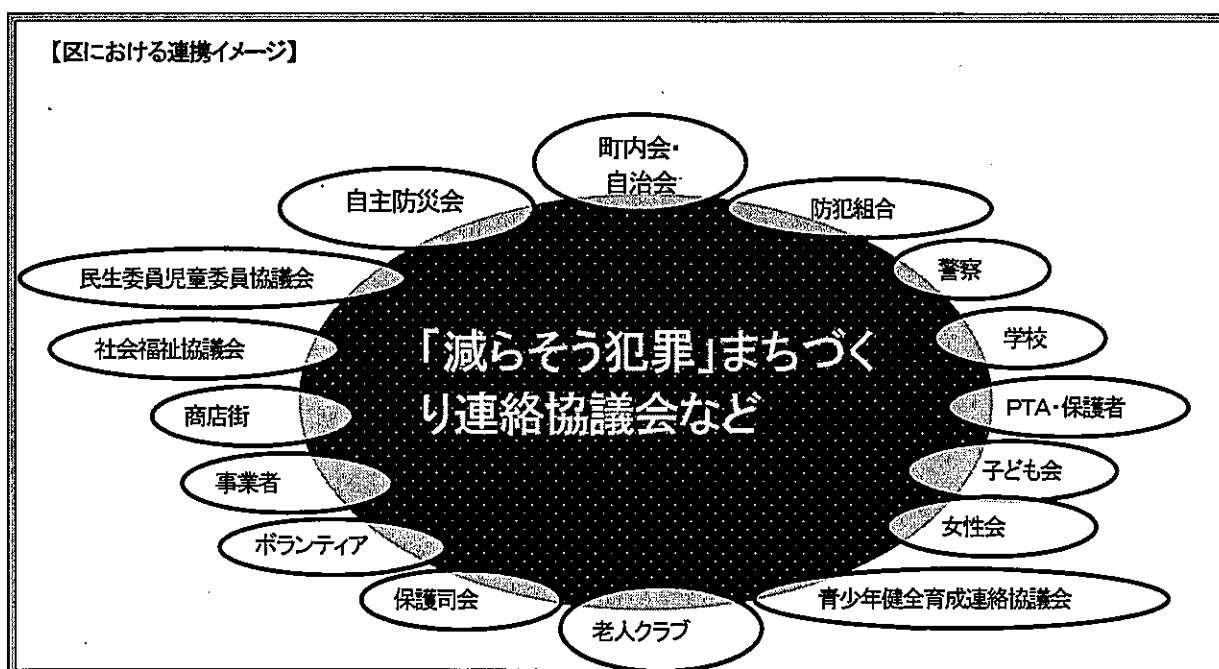
市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、市民や事業者、市などがそれぞれの役割を果たし、相互に協力する必要があります。

これらに加えて、警察などの関係機関とも連携を図ることにより、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを総合的に推進します。



(1) 各区における連携

各区の「減らそう犯罪」まちづくり連絡協議会等の地域防犯活動団体を中心に、区民や事業者、区役所、関係機関等が連携し、区の実情や特性に応じた犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進します。



(2) 繁華街・歓楽街における連携

流川・薬研堀地区においては、地元町内会・自治会・商店街、国、県、警察、関係機関・団体、市が構成員となった「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会」により、安全で誰もが安心して楽しむことができる健全で魅力的なまちづくりを推進してきました。平成30年4月に「第3次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」を策定し、地元・市・警察の3者を中心とした「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進協議会」に変更し、推進協議会の構成員が連携・協働して、リバークリーン作戦による環境浄化活動を行うなど施策を展開しています。

2 本市の推進体制

(1) 広島市安全なまちづくり推進協議会

学識経験者、各種団体の関係者、関係行政機関の職員及び公募委員で構成される「広島市安全なまちづくり推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証・評価するとともに、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する重要な施策等を審議します。

(2) 庁内推進体制

犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策に関係する部局の課長級職員で構成する「広島市安全なまちづくり推進会議」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を推進します。

3 計画の進行管理

計画の着実な実施を図るため、毎年度、「広島市安全なまちづくり行動計画」を策定するとともに、実施状況の評価を行い、適切な進行管理に努めます。